

目 次

令和8年6月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第39号	専決処分の承認を求めることについて
2	議案第40号	専決処分の承認を求めることについて
3	議案第41号	箱根町監査委員条例及び箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第42号	箱根町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第43号	箱根町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第44号	箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第45号	令和8年度箱根町一般会計補正予算（第1号）
8	議案第46号	工事請負契約の締結について
9	議案第47号	工事請負契約の締結について
10	議案第48号	工事請負契約の締結について
11	議案第49号	工事請負契約の締結について
12	議案第50号	物件供給契約の締結について
13	議案第51号	工事請負契約の一部変更について
14	議案第52号	固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度箱根町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 3 号）について

別紙、令和 7 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 3 号）のとおり

令和 8 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

除雪関係経費について、規定予算を補正する必要が生じたため、令和 7 年度箱根町一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

令和 7 年度箱根町一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

箱根町長 勝 俣 浩 行

令和 7 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 3 号）

令和 7 年度箱根町の一般会計補正予算（専決第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 34,200 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,852,757 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰入金		1,355,855	34,200	1,390,055
	5 基金繰入金	1,340,855	34,200	1,375,055
歳 入	合 計	15,818,557	34,200	15,852,757

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
35 土木費		713,025	34,200	747,225
	10 道路橋りょう費	318,893	34,200	353,093
歳 出	合 計	15,818,557	34,200	15,852,757

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
65 繰入金	1,355,855	34,200	1,390,055
歳入合計	15,818,557	34,200	15,852,757

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
35 土木費	713,025	34,200	747,225	0	0	0	34,200
歳出合計	15,818,557	34,200	15,852,757	0	0	0	34,200

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
65	繰入金	1,355,855	34,200	1,390,055
	5 基金繰入金	1,340,855	34,200	1,375,055
	5 財政調整基金繰入金	1,332,303	34,200	1,366,503

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 財政調整基金繰入金	34,200	財政調整基金繰入金追加 34,200

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
35	土木費	713,025	34,200	747,225				34,200
	10 道路橋りょう費	318,893	34,200	353,093				34,200
	25 雪害対策費	20,000	34,200	54,200				34,200

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
10 需用費	5,200	○経常経費追加 10 消耗品費追加 34,200
12 委託料	29,000	12 除雪・薬剤散布委託料追加 5,200 29,000

議案第 40 号

専決処分の承認を求めることについて

箱根町町税条例等の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

箱根町町税条例等の一部を改正する条例の制定について

別紙、箱根町町税条例等の一部を改正する条例のとおり

令和 8 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定を除き、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、箱根町町税条例等の一部を改正する条例の制定をしたので、ここに報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

箱根町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

箱根町長 勝 俣 浩 行

箱根町町税条例等の一部を改正する条例

(箱根町町税条例の一部改正)

第1条 箱根町町税条例(昭和51年箱根町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第13条の2第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同条第2号中「所得税法第78条第3項及び」を削る。

第28条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第28条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書き中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第28条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第28条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第28条の3から第28条の6までを削る。

第28条の7(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第28条の3とする。

第29条の見出し及び同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第30条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第31条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第32条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 33 条の見出し及びに同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 34 条第 2 項中「第 443 条第 3 項ただし書」を「第 443 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 6 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 43 条第 1 項第 2 号中「、第 28 条の 5 第 1 項」を削り、同項第 4 号中「第 28 条の 5 第 2 項又は」を削る。

附則第 8 項及び第 11 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改める。

附則第 14 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号イ」に、「2 分の 1」を「3 分の 1」に改める。

附則第 15 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ロ」に、「2 分の 1」を「3 分の 1」に改める。

附則第 16 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ハ」に、「2 分の 1」を「3 分の 1」に改める。

附則第 17 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ニ」に、「2 分の 1」を「3 分の 1」に改める。

附則第 18 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に、「14 分の 11」を「2 分の 1」に改める。

附則第 19 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号イ」に、「12 分の 7」を「2 分の 1」に改める。

附則第 20 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号ロ」に、「12 分の 7」を「2 分の 1」に改める。

附則第 21 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 24 項第 4 号」に改める。

附則第 22 項から第 24 項までを削る。

附則第 25 項中「附則第 15 条第 40 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を附則第 22 項とする。

附則第 26 項を附則第 23 項とし、附則第 27 項を附則第 24 項とする。

附則第 28 項の前の見出しを削り、同項を附則第 25 項とし、同項の前に見出しとして「(固定資産税の税率の特例)」を付する。

附則第 29 項を附則第 26 項とする。

附則第 30 項中「附則第 28 項」を「附則第 25 項」に改め、同項を附則第 27 項とする。

附則第 31 項中「附則第 28 項」を「附則第 25 項」に改め、同項を附則第 28 項とする。

附則第 32 項の前の見出し、同項及び附則第 33 項から第 35 項までを削る。

附則第 36 項から第 39 項までを削る。

附則第 40 項の前の見出し、同項及び附則第 41 項を削る。

附則第 42 項の前の見出しを削り、同項中「法第 444 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第 29 項とし、同項の前に見出しとして「(軽自動車税の税率の特例)」を付する。

附則第 43 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第 30 項とする。

附則第 44 項中「法第 446 条第 1 項 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第 31 項とする。

附則第 45 項を削る。

附則第 46 項の前の見出しを削り、同項中「の種別割」を削り、「附則第 43 項から前項まで」を「附則第 30 項又は前項」に改め、同項を附則第 32 項とし、同項の前に見出しとして「(軽自動車税の賦課徴収の特例)」を付する。

附則第 47 項中「の種別割」を削り、同項を附則第 33 項とする。

附則第 48 項中「の種別割」を削り、同項を附則第 34 項とする。

附則第 49 項を附則第 35 項とし、附則第 50 項を附則第 36 項とする。

(箱根町町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 箱根町町税条例の一部を改正する条例(平成 26 年箱根町条例

第 12 号) の一部を次のように改正する。

附則第 13 項中「の種別割」を削り、「附則第 46 項の規定」を「附則第 29 項の規定」に改め、同項の表中「附則第 46 項」を「附則第 29 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中箱根町町税条例第 13 条の 2 の改正規定及び次項の規定は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

- 2 所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前項ただし書の規定による改正後の箱根町町税条例第 13 条の 2(第 1 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第 1 号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 別段の定めがあるものを除き、改正後の箱根町町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律 2 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 5 改正後の箱根町町税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 6 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 7 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 41 号

箱根町監査委員条例及び箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町監査委員条例及び箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）が令和 6 年 6 月 26 日に公布され、一部を除き令和 8 年 9 月 24 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町監査委員条例及び箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(箱根町監査委員条例の一部改正)

第 1 条 箱根町監査委員条例(昭和 31 年箱根町条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

(箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(昭和 43 年箱根町条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

議案第 42 号

箱根町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 59 号）の施行に伴い、新たに交付される特定在留カード等を利用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けられるようにするため、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町印鑑条例の一部を改正する条例

箱根町印鑑条例（昭和 58 年箱根町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「個人番号カード(」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書(これらのうち)」に、「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 43 号

箱根町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

災害その他非常の場合において、町長以外の水道事業者又は当該水道事業者の指定を受けた者による給水装置工事の施行を可能とする等のため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町水道事業給水条例の一部を改正する条例

箱根町水道事業給水条例（平成 10 年箱根町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、「指定給水装置工事事業者」の次に「(前項の規定により町長以外の水道事業者又は町長以外の水道事業者により法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けた者が給水装置工事を施行することができる場合におけるその者を含む。次条第 2 項及び第 42 条第 2 項において同じ。)」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、町長が必要と認めるときは、町長以外の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は町長以外の水道事業者により法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けた者が給水装置工事を施行することができる。

第 37 条第 1 号中「日本住宅公社」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 44 号

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和 8 年政令第 179 号)が令和 8 年 5 月 27 日に公布され、同日から施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年箱根町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた箱根町消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

議案第45号

令和8年度箱根町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度箱根町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,483千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,268,483千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月10日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰入金		998,282	22,783	1,021,065
	5 基金繰入金	998,282	22,783	1,021,065
75 諸収入		144,606	1,900	146,506
	25 雑入	103,210	1,900	105,110
80 町債		2,168,200	20,800	2,189,000
	5 町債	2,168,200	20,800	2,189,000
歳 入	合 計	14,223,000	45,483	14,268,483

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		2,438,238	1,933	2,440,171
	5 総務管理費	2,157,660	1,933	2,159,593
20 衛生費		4,603,445	11,143	4,614,588
	5 保健衛生費	501,420	11,143	512,563
40 消防費		1,097,899	32,407	1,130,306
	5 消防費	1,097,899	32,407	1,130,306
歳 出	合 計	14,223,000	45,483	14,268,483

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
20 衛生費	05 保健衛生費	(仮称) 温泉地域診療所建設事業	千円		千円	千円		千円
			189,970	令和7年度	94,985	201,113	令和7年度	94,985
令和8年度	94,985	令和8年度		106,128				

第3表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
仙石原分署建設事業	千円 20,800	証書借入または、 証券発行 事業の進捗その他の都合により、起債前借または、翌年度に繰り越して借り入れることができる。	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または、繰り上げ償還もしくは低利債に借り換えることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
65 繰入金	998,282	22,783	1,021,065
75 諸収入	144,606	1,900	146,506
80 町債	2,168,200	20,800	2,189,000
歳入合計	14,223,000	45,483	14,268,483

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	2,438,238	1,933	2,440,171	0	0	1,900	33
20 衛生費	4,603,445	11,143	4,614,588	0	0	0	11,143
40 消防費	1,097,899	32,407	1,130,306	0	20,800	0	11,607
歳出合計	14,223,000	45,483	14,268,483	0	20,800	1,900	22,783

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
65	繰入金	998,282	22,783	1,021,065
	5 基金繰入金	998,282	22,783	1,021,065
	5 財政調整基金繰入金	979,357	22,783	1,002,140

75	諸収入	144,606	1,900	146,506
	25 雑入	103,210	1,900	105,110
	10 雑入	103,168	1,900	105,068

80	町債	2,168,200	20,800	2,189,000
	5 町債	2,168,200	20,800	2,189,000
	40 消防債	31,300	20,800	52,100

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 財政調整基金繰入金	22,783	財政調整基金繰入金追加 22,783

5 総務費雑入	1,900	コミュニティ助成事業助成金追加 1,900

5 消防債	20,800	仙石原分署建設事業債 20,800

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
10	総務費	2,438,238	1,933	2,440,171			1,900	33
	5 総務管理費	2,157,660	1,933	2,159,593			1,900	33
	45 防災対策費	177,215	1,933	179,148			1,900	33

20	衛生費	4,603,445	11,143	4,614,588				11,143
	5 保健衛生費	501,420	11,143	512,563				11,143
	5 保健衛生総務費	198,723	11,143	209,866				11,143

40	消防費	1,097,899	32,407	1,130,306		20,800		11,607
	5 消防費	1,097,899	32,407	1,130,306		20,800		11,607
	15 消防施設費	61,400	32,407	93,807		20,800		11,607

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
17 備品購入費	1,933	○地震等災害対策事業追加 17 備品購入費	1,933 1,933
12 委託料	737	○（仮称）温泉地域診療所建設事業追加 12 委託料追加	11,143 737
14 工事請負費	10,406	14 工事請負費追加	10,406
11 役務費	242	○仙石原分署建設事業 11 役務費	32,407 242
12 委託料	1,257	12 委託料	1,257
16 公有財産 購入費	27,828	16 公有財産購入費	27,828
21 補償補填 及び賠償金	3,080	21 補償補填及び賠償金	3,080

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率(%)		
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳									一般財源	
					特 定 財 源										
					国 県 支出金	地方債	その他								
20 衛生費	05 保健衛生費	(仮称) 温泉地域 診療所建 設事業	7	94,985	0	0	15,000	79,985	0	37,580	57,405	94,985	0	47.2	
			8	補正前	94,985	0	0	0	94,985	0	0	94,985	94,985	0	50.0
				補正額	11,143	0	0	0	11,143	0	0	11,143	11,143	0	2.8
				補正後	106,128	0	0	0	106,128	0	0	106,128	106,128	0	52.8
			計	補正前	189,970	0	0	15,000	174,970	0	37,580	152,390	189,970	0	97.2
				補正額	11,143	0	0	0	11,143	0	0	11,143	11,143	0	2.8
				補正後	201,113	0	0	15,000	186,113	0	37,580	163,533	201,113	0	100.0

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
1. 普通債	補正前の額	6,951,448	8,140,608	2,168,200	628,047	9,680,761
	補正額	0	0	20,800	0	20,800
	補正後の額	6,951,448	8,140,608	2,189,000	628,047	9,701,561
9. 消 防	補正前の額	1,008,514	1,047,035	31,300	90,264	988,071
	補正額	0	0	20,800	0	20,800
	補正後の額	1,008,514	1,047,035	52,100	90,264	1,008,871
合 計	補正前の額	7,507,030	8,554,218	2,168,200	740,400	9,982,018
	補正額	0	0	20,800	0	20,800
	補正後の額	7,507,030	8,554,218	2,189,000	740,400	10,002,818